

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	鉄道事業者等が都市鉄道利便増進事業により取得した施設等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業（速達性向上事業、駅施設利用円滑化事業）により第三セクター等が取得した鉄道施設等</p> <p>・ 特例措置の内容 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市鉄道利便増進事業により整備し、事業の用に供するトンネル 固定資産税：非課税 都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等 固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間2/3</p>		
関係条文	[地方税法附則第 14 条第 2 項、地方税法施行令附則第 10 条の 3 第 2 項～第 4 項 地方税法施行規則附則第 5 条の 3 地方税法附則第 15 条第 20 項、地方税法施行令附則第 11 条第 21 項、第 22 項]		
減収見込額	[初年度] - (▲586) [平年度] - (▲3,605) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設を整備し、都市鉄道等の利用者の利便を増進させる。</p> <p>(2) 施策の必要性 都市鉄道の利便性を一層高めるには、既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るとともに、自社の増収に直接結びつかない事業の実施に消極的になりがちな鉄道事業者等の利害を調整することが必要となっていた。</p> <p>このため、平成 17 年に都市鉄道等利便増進法を制定し、国土交通大臣の認定や同意を受けた構想に基づき実施される、連絡線の整備等による速達性の向上（速達性向上事業）と周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化（駅施設利用円滑化事業）について、国等による助成と本特例措置による支援制度を設けることにより促進してきたところである。</p> <p>現在、同法を活用したプロジェクトとして神奈川東部方面線（相鉄～JR・東急直通線）の整備が進められているところであり、本特例措置による支援を行うことで、鉄道事業者等に対して事業推進のインセンティブを付与し、事業の円滑な進捗を図る必要がある。</p> <p>今後とも、都市鉄道の利便性の向上を図るためには、都市鉄道等利便増進法に基づき実施される各プロジェクトの円滑な進捗が必要である。このような観点からも、国等による助成に加え、本特例措置による支援が必要不可欠であり、本特例措置の延長を要望するものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ	21-1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	都市鉄道利便増進事業については、都市鉄道等利便増進法に基づいて推進しているところである。 政策目標：8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標：26 鉄道網を充実・活性化させる
	政策の達成目標	既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により都市鉄道等の利便を増進させる。 【所要時間の短縮効果例】 ・相鉄・JR直通線：二俣川⇒新宿間（59分⇒44分：15分短縮）等 ・相鉄・東急直通線：二俣川⇒目黒間（54分⇒38分：16分短縮）等
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和3年度～令和4年度）
	同上の期間中の達成目標	神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線）における速達性向上事業の着実な実施
政策目標の達成状況	神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線（令和元年11月30日開業）、相鉄・東急直通線（令和4年度下期開業予定））の速達性向上計画に基づき、現在工事が進められているところ。	
有効性	要望の措置の適用見込み	4件 （独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本旅客鉄道（株）、東急電鉄（株）、相模鉄道（株）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税の負担を軽減することで、施設整備主体の累積資金不足の解消が早まる効果が見込まれている。 都市鉄道等利便増進法に基づく事業については、既存施設を有機的に活用して都市鉄道機能の高度化を図るものであるが、事業者にとっては、直接自社の増収に結びつかない事業であり、国等による助成と本特例措置による支援制度を設けることにより促進してきたところである。 仮に本特例措置が存在しなければ、事業許可要件である合理的な期間内（概ね30年以内）の累積赤字の解消が遅れ、事業の必要性や妥当性が失われるおそれが生ずるだけでなく、今後予定されている都市鉄道利便増進事業に基づく施設整備の早期の取組みの妨げになり、同事業の目的である短絡線の整備や交通結節機能の高度化等による鉄道ネットワークの利便性の向上、公共交通機関の利用促進、鉄道駅を拠点とする賑わいがあるコンパクトなまちづくり、都市構造の低炭素化及び都市の発展や競争力の強化の実現などの達成が困難となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和3年度都市鉄道利便増進事業費補助 11,568百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	都市鉄道利便増進事業費補助は、施設整備のための投資負担を軽減することにより施設整備を行いやすくするものである一方、本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税の負担を軽減することで、施設整備主体の累積資金不足の解消が早まることにより、施設整備主体に社会的効用の高い施設を整備・保有することについてのインセンティブを与えるものであり、適切かつ明確に役割分担されている。
要望の措置の妥当性	都市鉄道利便増進事業は、極めて公共性の高い事業であるが、その推進のためには、整備に係る投資負担の軽減に加えて、本特例措置により、固定資産税の負担を軽減することは、維持コストの軽減、施設整備主体の累積資金不足の早期解消を促し、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道のネットワークの機能を高度化する施設を整備し、都市鉄道等の利便を増進させるという政策の達成のための手段として妥当である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 27 年度実績 10 百万円 平成 28 年度実績 10 百万円 平成 29 年度実績 42 百万円 平成 30 年度実績 49 百万円 令和元年度実績 43 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【固定資産税】 課税標準（固定資産の価格） 平成 28 年度 655,558 千円 平成 29 年度 2,919,066 千円 平成 30 年度 3,450,782 千円 【都市計画税】 課税標準（固定資産の価格） 平成 28 年度 198,368 千円 平成 29 年度 203,958 千円 平成 30 年度 40,761 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置は、補助を受けて施設を整備した後に増大する固定資産税の負担を軽減することで、施設整備主体の累積資金不足の解消が早まる効果が見込まれていることに加え、今後予定されている都市鉄道利便増進事業に基づく施設整備の早期の取組みを促す効果があり有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線）における速達性向上事業の着実な実施</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線）については、速達性向上計画（H29.3変更）に基づき、事業が進められているところ。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 17 年度税制改正要望（創設） 平成 19 年度税制改正要望（延長） 平成 21 年度税制改正要望（延長） 平成 23 年度税制改正要望（延長） 平成 25 年度税制改正要望（延長） 平成 27 年度税制改正要望（延長） 平成 29 年度税制改正要望（延長） 平成 31 年度税制改正要望（延長）</p>
<p>ページ</p>	<p>21-3</p>